

衛殿』……明治四十四年八月十八日告示第六十四号で「仙台市市区改正規定」が公布された。この規定の要項を次に抄録して置く。

(一) 道路は之を四等に区別し、其幅員を左の如く定め、現在の道路を拡張し又は新に之を布敷するものとする。

一等道路 幅拾貳間(人道と車道とを区別す)

二等道路 幅九間

三等道路 幅七間

四等道路 幅五間

(二) 前各道路の区域は別表甲号の通定むるものとする。(中略)

甲号表〔町名以外の事項は省略〕

一等道路

南町・芭蕉辻・国分町・二日町・北鍛冶町(北三番丁～北四番丁)・表小路・歳徳神横丁・名掛丁・新伝馬町・大町

二等道路

立町・立町通・鉄砲町・長町通・新河原町・元紙漉町・舟丁・土樋・荒町・東二番丁・定禅寺通・元柳町・南町通・茂市ヶ坂・光禅寺通・長丁・勾当台通・北四番丁・連坊小路・宮町・北八番丁・川内・通丁・北鍛冶町(北三番丁～北七番丁)・片平丁・六軒丁・田町

〔下略〕

資料 仙台市史〔明治版〕

仙台市史第2, 9巻

18. 一字拝領について

問 伊達忠宗の名の「忠」の字は、徳川将軍秀忠の名の一字「忠」を賜ったのだということですが、⁽¹⁾これはどのような意味をもつことなのでしょうか。

答 お尋ねのことについて、「貞山公治家記録」巻之22、慶長16年〔1611〕12月13日の条に、『公方、御前ニ於テ嗣君御元服仰付ラレ、御字ヲ賜リ、忠宗ト称セラレ、従五位下美作守ニ御任叙ナリ。御腰物三原正家ヲ拝領シ玉フ。時ニ御年十三。』と記されています。将軍徳川秀忠から賜った「忠」の字の下に、伊達家の持字〔もちじ。通り名〕「宗」を付けて、幼名虎菊丸を改め、忠宗と名のつ

たのであります。

高貴な、または権力の座にある人物の名をタブーとして権威をもたせる半面、その名の一字を恩典として授けることが行われました。これを受けることを「一字拝領」・「偏名〔へんみょう〕を賜う」・「片諱〔へんき〕を賜う」・「片名〔かたな〕を賜う」といいました。禁忌の度合が厳しく、⁽²⁾ 侵すべからざる高貴な人の名であればある程、これを受ける者は家格の高さを誇り無上の榮譽としたものであります。普通、諱〔いみな〕の下字を与えるが、稀に上字を与える時は、特別最高の優遇を意味するものでした。一字御免の慣行は、公家・僧家にもその例を見ますが、武家に於ては、既に源頼朝に始まっており、特に室町・戦国時代には、主従関係強化の政略的意図を以て盛んに行われました。

伊達家の始祖朝宗も、源頼朝の片諱「朝」を賜わっております。このことを、「伊達正統世次考」卷之1上（伊達綱村）には、次のように記されています。『朝宗公（念西）。則於後世孫皆以宗字崇為通称。朝字乃当時幕下名諱之一字也』。以後、第10世⁽³⁾氏宗〔受天〕は足利將軍氏満、第11世持宗〔天海〕は足利義持、第12世成宗〔瓊巖〕は足利義成、第13世尚宗〔香山〕は足利義尚、第14世植宗〔直山〕は足利義植、第15世晴宗〔保山〕は足利義晴、第16世輝宗〔性山〕は足利義輝の偏諱を賜わっています。伊達植宗の一字拝領に関する文書が8通、「伊達家文書之1」（「大日本古文書、家わけ第三」の内）に収録されていますが、その中の1通に次のようなのがあります。『63、管領細川高国書状。御字并官途事被望申候旨達上聞処、於御字者被染御筆、至官者被任左京大夫候、尤以被播面目候、猶寺町石見守（通隆）何申候、恐々謹言、（永正十四年〔1517〕）三月九日 右京大夫高国（花押）謹上伊達次郎（植宗）殿』。

徳川時代に入ると、徳川將軍は、特定の大名の当主となるべき者に、元服の際に片諱を与えました。「柳営秘鑑」〔別名「寛保柳営秘鑑」〕（菊地弥門）によると、將軍の「御一字頂戴之家々」として、

松平加賀守〔前田〕・松平大隅守〔島津〕・松平陸奥守〔伊達〕・松平安芸守〔淺野〕・松平大膳大夫〔毛利〕・松平筑前守〔黒田〕・松平阿波守〔蜂須賀〕・松平甲斐守〔柳沢〕ほか、特定の15家を挙げ、世子又は既に幼くして当主となっていた者が、將軍の御前に於て元服、將軍の諱の1字と官位を賜わり、御盃を頂戴、御腰物拝領仰せ付けられるしきたりであるとなっています。

伊達家第2代⁽⁴⁾忠宗は上記の通り徳川秀忠の偏諱、第3代綱宗は徳川家綱、第4代綱村は同じく徳川家綱、第5代吉村は徳川綱吉、第6代宗村は徳川吉宗、第7代重村は徳川家重、第8代齊村は徳川家齊、第9代周宗は一字拝領前に逝去、第10代齊宗は徳川家齊、第11代齊義は同じく徳川家齊、第12代齊邦も同じく徳川家齊、第13代慶邦は徳川家慶の偏諱を賜わっています。偏諱を授ける時、文書を以てします。これを一字状と称します。現在、仙台市博物館に、次の一字状が所蔵されています。

徳川吉宗一字状（享保16年〔1731〕1月23日伊達宗村拝領）

徳川家重一字状（宝暦5年〔1755〕9月28日伊達重村拝領）

徳川家斉一字状（天明7年〔1787〕9月28日伊達斉村拝領）

徳川家斉一字状（文化9年〔1812〕3月15日伊達斉宗拝領）

徳川家斉一字状（文政2年〔1817〕8月11日伊達斉義拝領）

徳川家斉一字状（文政11年〔1828〕2月18日伊達斉邦拝領）

徳川家慶一字状（天保9年〔1838〕2月19日伊達慶邦拝領）

一字御免は、大名とその家臣の間でも行われました。「伊達世臣家譜」巻之1一門之部の登米伊達氏の家譜の中に、『……獅山公第八公子〔政五郎〕……宝暦四年〔1754〕十二月始加元服日、賜諱字及佩刀一口、……』とあるのが、その1例であります。即ち伊達家第6代宗村が、登米伊達氏に入嗣した第5代吉村の第8公子政五郎に「村」の一字を与え、村良〔むらかた〕と名乗らせているのであります。

注① 古くから唯「名」といつてきたが、その人の正式の名で、他の一時的な、或いは副次的な名と区別されるべきもので、実名・本名・名乗〔なおり〕ともいう。実名は、大体平安朝に入ってから、多くは漢字2字から成っているので「二字」〔にじ〕とも呼んだ。また、実名を敬って諱〔いみな〕ということもある。中国に於ける本来の用法では、実名を生前「名」というのに対して、死後その同じ実名を「諱」と呼んで区別したものであった。厳密な本義はそうであるが、中国でも誤用された場合が少なからずあり、日本でも誤用されてきた。「諱」〔き〕を「いみな」とわが国で訓読したのは、名と諱の区別が、君父を敬って、その死後実名を呼ぶことを忌み避けるという習俗に由来しているからである。生前も、もとより敬避すべきであるが、死後は一層厳粛に敬避することが、君父に対する礼儀であるとしたのである。また死後の諡〔おくりな〕を「いみな」といった例もあるが、これは誤りである。なお、本名以外の名に、幼名・通称・字〔あざな〕・号があり、わが国の人名習俗は複雑そのものである。

先ず、幼名とは、ある年齢に達した時に、終生の実名が付けられるまで、即ち、幼少時代の一時的な名として出生時に付けられる名である。この幼名をやがて実名と切換える習俗も、実名敬避の心理からきたものである。社会的に一個独立の人格として敬遇される成長段階に達すると、出生名と、それ以後の実名とすべき名との交替が行われ、そのことを予想して付けられたそれまでの出生名を幼名と呼ぶことになる。例えば、落合直文は亀次郎、新島襄は七五三太〔しめた〕が、幼名であった。幼名を付けるのは、ある階層以上の、社会的に、教養的に実名敬避を強く意識した人々で、百姓・町人では稀であった。沖縄では、極く最近まで童名の習俗が遺存していた。

次の通称とは、仮名〔けみょう〕とも俗名とも、呼名ともいわれた。実名を直称しないことを礼儀とするのが、実名敬避の習俗である。そこで、他人が呼んで礼を欠かない別の名を工夫したのである。これが通称である。自分から名乗る時は実名を用い、他人を呼ぶに

は通称で呼ぶのである。通称に最も多く用いられる基本的な型が二つある。その一つは排行〔輩行。はいこう〕によるもの、即ち兄弟の出生順に従って名としたもの、太郎・次郎・三郎……等である。その二は、官名・官職名を通称とするものである。もともと本人がその官職にある時称するものであるが、本来の制度が崩れて、父祖の官名を後々の子孫が名に称したり、次第に売官〔相場は時代によって高低はあったが、「葉黄記」〔ようこうき〕別名「定嗣卿記」「葉禪記」〕（葉室定嗣）によると、後深草天皇の宝治・建長〔1247～56〕の頃には、衛門尉 8 百匹〔1 匹は10文〕、兵衛尉 4 百匹、諸司の 3 等官〔じょう〕 2 百匹とある。〕などの乱脈があったり、濫りに私称するなどのこともあったりして、百官名が、通称として普及し、さらに降ってからは、単に男子の通称の一つの型として、伝統的に、或いは惰性的に付けられるようになった。外記〔太政官〕、中務・監物〔中務省〕、式部・大学〔式部省〕、民部・主税〔民部省〕、掃部・妾女・内膳〔宮内省〕、弾正〔弾正台〕、左近・右近・将監〔近衛府〕、左衛門・右衛門〔衛門府〕、左兵衛・右兵衛〔兵衛府〕、左馬助・右馬助〔馬寮〕、兵庫〔兵庫寮〕、左京・右京〔京職〕、藏人〔藏人所〕、勘解由〔勘解由使〕、帯刀〔東宮職〕、また各級官庁の次官〔すけ〕である輔・助・弼・亮・佐、判官〔じょう〕である丞・進、五位をいう大夫〔後に太夫とも表記〕、令外の官である権〔ごん〕、四等官主典〔さかん〕から来ている「作」〔さく〕などである。

第三に、字〔あざな〕とは、中国風の通称である。「あざな」とは実名に交〔あざ〕えて用いる名の意味ともいう。中国の人名習俗において、自ら名乗る時には名をいい、人を呼ぶ時にはその人の字をいったのである。わが国の実名と通称との関係に当たる。例えば、孔子は尊称で、名は丘、字は仲尼。魯迅の本名は周樹人で、字は豫才。日本人が実名のほかに、大陸風の「字」を付けるようになったのは、かなり古い時代に始まり、唐風模倣から貴族など上流階級の間に見られた。漢字を修めるこの階層では、武士が用いる通称を用いなかった。従って、通称と字とを併用することなどはあり得ないことであった。ところが、武士の地位が向上して、やがて支配的階級になると、彼等も漢字を学習して「字」を用いるようになり、それが、武士階級以下にも及んで行った。こうして近世に入ると、通称と共に、「字」をも併用することが普通になってきた。「通称」と「字」とは、それぞれ和漢の副名であった。それが併用されたということは、中国文化に大きく依存して発展した日本文化の特質の一面といえる。併用者の例として、新井白石〔号〕の実名君美、字在中・済美、通称伝蔵・勘解由。貝原益軒〔号〕の実名篤信、字子誠、通称久兵衛。向井去来〔号〕は実名兼時、字元淵、通称平次郎・次郎大夫などがある。

第四に、号がある。雅号・作者名・作名・筆名ともいい、その人の業績についての社会的な登録名というべきものである。字と同様、中国の人名習俗の全くの模倣である。本名の

他に、通称や字を併用することは、明治5年5月7日の太政官布告第149号によって禁止されたので廃絶したが、号だけは、今日もなお一部に用いられている。特に、文学者・芸術家・芸人などの、社会的な第一標識として通用している。

注(2) P.217の注(5)参照

高貴の人名を敬避して、同一字を含む自己の名を改めることも行われた。「片倉代々記」巻之8 乾に『二代重綱 正保二年〔1645〕乙酉正月五日朝、重長、旧名重綱是より先公方〔徳川家光〕の若君家綱公〔後に第4代将軍となる。〕御諱字を避て重長となる。』などの例があります。また、地名などにさえこれを避けた。仙台領内の「村」に「邑」の字を当てたのは、その一例である。「封内風土記」の凡例に『凡村字。避邦君之諱。以邑字易之。』とある。

注(3) 将軍の尊称。源頼朝のことを敬っていう。

注(4) 名字状〔みょうじじょう〕・名字折紙・一字書出〔いちじかきだし〕・一字状・加冠状ともいい、一字拝領の時に用いられた。この文書〔もんじょ〕の形式は、折紙〔おりがみ〕。奉書・鳥子・檀紙などの全紙を横に二つに折ったもので、公式の文書・消息・進物の目録・鑑定書などに用いるに袖判〔文書の紙端に署した花押〕を署し、次に授ける一字を大書して宛名を記すが、簡単なため却って書式が固定していたわけではない。

資料 貞山公治家記録巻之22

伊達正統世次考巻之1上（伊達綱村）

日本史辞典増補改訂版（京都大学文学部国史研究室編）

19. 征蛮詩の作者は誰か

問 斎藤莊次郎著「伊達政宗公」の225ページに載っている『邪法迷邦唱不終……』の漢詩は誰の作ですか。

答 この漢詩は、元禄16年〔1703〕に編纂成った「貞山公治家記録」附録之1に、『御著述及ヒ言行等或ハ年月不知或ハ年月ニ不関者此巻ニ載ス……

欲征南蛮時作此詩

(1)
邪法迷邦唱不終欲征蛮国未成功凶南鹏翼何時奮久待扶揺万里風』とあり、遣使目的即ち、「貞山公治家記録」巻之23、慶長18年〔1613〕9月15日の条『此日南蛮国へ渡サル黒船、牡鹿郡月浦ヨリ発ス。……今度、公、南蛮へ船ヲ渡サル事、其地ノ様子ヲ檢察セシメ、上意ヲ経テ攻取り玉フヘキ御